

2018年度 修士論文

柔道審判員の心理的スキル：  
スポーツ審判員用心理的スキル尺度を用いて

**Psychological skills of judo referees :  
Using “Psychological Skills Inventory for Referee”**

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツクラブマネジメントコース

5018A302-8

石山 隆英

**Takahide ISHIYAMA**

研究指導教員： 間野 義之 教授

## 目 次

I	はじめに .....	1
II	方法 .....	5
1.	調査対象者と調査時期 .....	5
2.	手続き .....	5
3.	調査内容 .....	5
4.	分析方法 .....	8
5.	倫理的配慮.....	9
III	結果 .....	10
1.	分析対象者全体から見た心理的スキルの実態.....	10
2.	性別から見た心理的スキルの実態.....	12
3.	年齢から見た心理的スキルの実態.....	12
4.	活動歴から見た心理的スキルの実態.....	13
(1)	柔道歴.....	13
(2)	柔道審判活動歴.....	14
(3)	年間柔道審判活動回数.....	15
5.	資格から見た心理的スキルの実態.....	16
(1)	段位 .....	16
(2)	公認柔道審判員ライセンス .....	17
IV	考察 .....	19
1.	分析対象者全体から見た心理的スキルの検討 .....	19
2.	性別から見た心理的スキルの検討.....	21
3.	年齢から見た心理的スキルの検討.....	22
4.	活動歴から見た心理的スキルの検討.....	22
5.	資格から見た心理的スキルの検討.....	24
V	まとめ .....	26
	謝辞.....	29
	文献.....	30

## I はじめに

明治 15 年（1882）、嘉納治五郎によって創始された柔道は、先人たちの尽力によって世界各地に普及発展し、国際競技連盟である国際柔道連盟には 204 の国と地域が加盟するほどに成長した<sup>9)</sup>。また、オリンピック競技大会には昭和 39 年（1964）の東京大会<sup>15)</sup>、パラリンピック競技大会には昭和 63 年（1988）のソウル大会より公式競技として採用されている<sup>21)</sup>。これらの大会においては、国際柔道連盟試合審判規定によって試合が行われているが、国際柔道連盟会長のビゼールは、「柔道選手や柔道を愛する方々、そして世界に対し、より理解しやすく一貫性のあるルールを発信し、競技の内容やイメージを改善していくことは、柔道界の更なる発展の為、最善を尽くすべき重要事項」<sup>17)</sup>として、オリンピック・パラリンピック競技大会にあわせて 4 年に 1 回の周期でルールの改正を実施している<sup>6)</sup>。近年は、よりダイナミックな柔道、そしてクラシカルな柔道を目指すべく、短いスパンで検討され、頻繁に見直しや解釈の変更が行われている<sup>6)</sup>。これらの改正や見直しに対して迅速な対応をするためには、増地が指摘するように、「常にルールについての情報やルール改定に伴う最新技術の情報についてもいち早く収集」<sup>7)</sup>する必要がある、これについては選手や指導者はもちろん、審判員にとっても非常に重要なことである。これらに迅速に対応し、的確な理解に基づいて審

判が行われれば、試合における混乱や誤審が発生することは考えにくいが、岡田が指摘するように、「変化を望まない日本人には受け入れがたいという考え方」<sup>6)</sup>や、世界の決定が国内の各地区に伝わるまでのタイムラグによって、迅速な対応と的確な理解ができず、結果として試合における混乱や誤審が発生している<sup>11)</sup>。

このように、4年に1回を周期とした改正や頻繁な見直しに対して、迅速な対応と的確な理解をしていかなければならないことについては、審判員にとって相当な心理的負担をもたらすことが推察される。また、市村ら<sup>2)</sup>が指摘するように、柔道における審判員は競技の特性上、2人の選手の動きを的確に捉え、技の効果や反則行為の見極めなど、攻防の優劣を即座に見極めることが要求されるほか、その判断を選手や指導者、観客らが一斉に注目するという状態、そして、利害関係などによるジャッジングバイアスの問題についても同様な心理的負担をもたらすことが推察される。さらに、審判員は上手くできて当たり前であり、上手くできても褒められることはほとんどないにもかかわらず、ミスがあった場合には誹謗中傷も含めて多くの批判を浴びることもあり<sup>1) 26)</sup>、審判員資格の停止を含めた処分の可能性もあることから<sup>10)</sup>、これらについても同様な心理的負担をもたらすことが推察される。

オリンピック・パラリンピック競技大会の審判員を経験した小野沢<sup>5)</sup>は、「審

判は、肉体よりも神経を使う」と断言している。

しかしながら、柔道における審判員の心理面については、あまり重要視されていないと言わざるを得ない。全国各地で実施されている審判講習会においては、ルールの改正や解釈の変更に関する説明、映像を使用した実例の説明が多く行われ、心理面に関することは審判員の心得としての資料記載はあるものの、それらの具体的な講習が行われることはない。これについては、柔道のみということではなく、他の競技においても同様であり、スポーツの審判員における心理という観点については、あまり重きが置かれてこなかったといえる。一方、選手においては、「心技体」、「気合」、「根性」などの言葉からもわかるように、古くから心理面が重要視されてきた。今日では、選手が最高のパフォーマンスを発揮するために、心理的サポートが必要とされており<sup>22)</sup>、「パフォーマンス向上のために学習して身につけることができるスキル（技能）」<sup>22)</sup>と定義された心理的スキルを高めるために、スポーツ心理学の理論や科学的な根拠に基づき、メンタルトレーニング（心理的スキルトレーニング）が実践されている<sup>24)</sup>。また、これらの心理的スキルを評価するものとして、「心理的競技能力診断検査（DIPCA. 3）」などが活用されているほか、山本ら<sup>32)</sup>が開発した「柔道選手版心理的スキル評価尺度」もあり、これを活用した研究も報告されている<sup>31)</sup>。

審判員も選手と同様に、最高のパフォーマンス、つまり最高の審判をするためには心理的サポートが重要であるということが以上のことから推察されるが、これらについては、立谷<sup>23)</sup>が選手の競技力向上のためには審判員のメンタルトレーニングが不可欠なものと指摘しているほか、村上ら<sup>27)</sup>がテニス国際審判員の心理特性検討を通して審判員の心理面強化の重要性を指摘している。これをふまえて、村上ら<sup>29)</sup>は、「スポーツ審判員用心理的スキル尺度（以下「**PSIR**」と略す）」を開発しているが、これを活用した研究の報告は管見の限り見当たらない。**PSIR**は、おもに球技系の審判員を対象として作成されたものであるが、これを柔道審判員向けのものとして活用し、柔道審判員の心理的スキルの実態を明らかにすることは、柔道審判員のメンタルトレーニングを含む効果的な心理的サポートプログラムの検討や、質の高い柔道審判員の養成、選手の競技力向上に向けて有益ではないかと考えられる。

以上のことを踏まえ、本研究では、**PSIR**を用いて柔道審判員の心理的スキルの実態を明らかにし、心理的スキルと関係する要因を明らかにすることを目的とした。

## II 方法

### 1. 調査対象者と調査時期

調査対象者は、栃木県柔道連盟に所属し、かつ栃木県柔道連盟を通して全日本柔道連盟に公認審判員として登録している柔道審判員とした。アンケート用紙は 302 名に配布し、189 名から回収した（回収率 63 %）。そのうち、属性以外の項目未記入を除いた 175 名を有効回答とした（有効回収率 58 %）。調査は 2018 年 12 月 3 日から 14 日にかけて実施された。

### 2. 手続き

調査はアンケート調査とし、郵送法を用いた。配布回収については、早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ政策研究室を經由して行った。また、回収率を高めること、および調査の趣旨を理解してもらうことを目的として、配布の 1 週間後に調査対象者へアンケート調査に関わる内容の文書を記したハガキを送付した。さらに、栃木県内において開催された栃木県柔道連盟主催の練習会や、関係会議において調査協力を求めた。

### 3. 調査内容

村上ら<sup>29)</sup>が開発した PSIR を用いてアンケート調査は実施された。この

PSIR は、村上ら<sup>27) 28)</sup>の研究をもとに、審判員の心理や行動特性を忠実に表現する形で開発された尺度であり、「自己コントロール」、「表出力」、「意欲」、「自信」、「コミュニケーション」、「集中力」の 6 因子 24 項目から審判員の心理的スキルを評価できる。項目の評定は、「1: 全くあてはまらない・2: あてはまらない・3: どちらでもない・4: あてはまる・5: 大変あてはまる」の 5 段階によるリッカート簡便法を用いた自己評定で行い、評定値が高いほど心理的スキルの獲得レベルが高いと解釈される。回答に際しては、「審判活動時における心理的なことについてお聞きします。以下の各文章を読んで、いつもの自分に最も当てはまる選択肢の数字 1 つに○をつけてください」との教示が行われた。

なお、この尺度はサッカー、テニス、ハンドボール、ソフトボール、バスケットボールの球技系審判員により作成されたものであるため、質問項目を柔道審判員に適するようワーディングの変更を行った。具体的には、柔道審判に精通している関係者 4 名（オリンピック・パラリンピック競技大会や世界選手権大会およびアジア柔道連盟主催大会を含む国内外で活躍する国際柔道連盟公認ライセンス所持審判員）と、スポーツ科学を専門とする大学教員 4 名（柔道を専門とする大学教員 1 名を含む）、およびスポーツ科学を専攻する大学院生 22 名による 2 段階の検討がなされた。変更の例としては、

回答が平易にできるよう文章表現を修正したほか、競技の特性を踏まえ、「コミュニケーション」の因子における「選手が怒っても、うまくなだめることができる」という項目を「選手のコントロール（礼法等）ができる」とした。

内容的信頼性および妥当性については、前述の柔道審判に精通している関係者 4 名、大学教員 1 名に加え、国内で活躍する全日本柔道連盟公認ライセンス所持審判員 1 名により検討され、最終的には表 1 のとおり、より柔道審判員の心理や行動特性を忠実に表現できるよう仕上げた。

表1 本研究におけるアンケート調査項目の一覧

因子	項目内容
自己コントロール	大きな大会になっても緊張しすぎない 問題が発生しても精神的に動揺せずに対処できる 過去のミスを引きずらない 気持ちの切り替えが早い
表出力	審判活動時は常にポーカーフェイスに努めている 問題が発生しても表情には決して出さない 迷いや不安があっても表情には出さない プレッシャーの中でも、落ち着いて審判活動ができる
意欲	審判に関する向上心を持ち続けている 向上するために、審判講習会や勉強会などは積極的に参加している 良い審判技術を習得しようと積極的に審判活動をしている 新しい技術等に対応するために現場での指導や稽古に参加している
自信	自分には、良いジャッジをする自信がある 審判としての自分に自信を持っている これだけ経験を積んできたんだから大丈夫だという自信がある プレッシャーの中でも、良い判断ができる自信がある
コミュニケーション	審判員のチームワークを大切にしている 他の審判員と協力して試合に臨んでいる 選手のコントロール（礼法等）ができる 他の審判員と積極的にコミュニケーションをとっている
集中力	試合に集中して審判活動を続けることができる 集中が乱れた後に、自分なりの方法で回復させることができる 一旦気持ちが途切れても、集中し直すことができる 集中を保つために、オンとオフの切り替えをうまくしている

#### 4. 分析方法

最初に、各因子において平均得点および標準偏差を求めた。次に、属性の違いによって柔道審判員がもつ心理的スキルに違いがみられるかについて、性別においては  $t$  検定、年齢・柔道歴・柔道審判歴・年間柔道審判活動回数・段位・公認柔道審判員ライセンスにおいては、属性を独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を用いて属性内で平均点を比較した。その際、全日本柔道連盟公認審判員規程<sup>12)</sup>における受験資格の年齢、柔道経験、審判経験を参考に、年齢を 3 階級（40 歳未満・40 歳以上 50 歳未満・50 歳以上）、柔道歴を 4 階級（20 年未満・20 年以上 30 年未満・30 年以上 40 年未満・40 年以上）、柔道審判歴を 4 階級（10 年未満・10 年以上 20 年未満・20 年以上 30 年未満・30 年以上）に分けた。また、年間柔道審判活動回数を 4 階級（5 回未満・5 回以上 10 回未満・10 回以上 20 回未満・20 回以上）、段位を 6 階級（二段・三段・四段・五段・六段・八段を含む七段）、公認柔道審判員ライセンスを 3 階級（A・B・C）に分けて分析を行った。

なお、本調査におけるすべての分析は、有意水準を 5% とし、統計ソフトの IBM SPSS Statistics 25 を用いて行った。

## 5. 倫理的配慮

早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理規程」、および早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理規程施行細則」に準じて倫理的配慮がなされた。具体的には、アンケート用紙の冒頭に調査に関する教示文を示し、アンケート用紙そのものは無記名方式で実施された。調査の実施にあたっては、統計的に処理するために個人が特定されないこと、資料の厳重管理により個人情報保護されプライバシーが侵害されないことを明記した。さらに、公認柔道審判員ライセンス試験や昇段、各種大会における審判員選考には一切の影響はないことを明記し、アンケート用紙の返信をもって同意を得ることとした。なお、本調査は栃木県柔道連盟、および栃木県柔道連盟審判委員会の承認を得て実施された。

### III 結果

#### 1. 分析対象者全体から見た心理的スキルの実態

分析対象者 ( $n=175$ ) の特徴を表 2 に示す。性別については、男性 97.1 %、女性 2.9 %であった。年齢については、40 歳未満 12.1 %、40 歳以上 50 歳未満 36.4 %、50 歳以上 51.5 %、平均年齢は 50.4 歳 ( $SD=8.7$ ) であった。柔道歴については、20 年未満 9.1 %、20 年以上 30 年未満 12.3 %、30 年以上 40 年未満 38.3 %、50 年以上 38.3 %、平均柔道歴は 30.0 年 ( $SD=10.7$ ) であった。柔道審判活動歴については、10 年未満 19.1 %、10 年以上 20 年未満 31.2 %、20 年以上 30 年未満 28.9 %、30 年以上 20.8 %、平均柔道審判活動歴は 19.0 年 ( $SD=10.1$ ) であった。年間柔道審判活動回数については、5 回未満 34.7 %、5 回以上 10 回未満 35.9 %、10 回以上 20 回未満 22.2 %、20 回以上 7.2 %であった。段位については、二段 2.9 %、三段 12.6 %、四段 21.1 %、五段 36.0 %、六段 21.7 %、八段を含む七段 5.7 %、平均段位は 4.8 段 ( $SD=1.2$ ) であった。公認柔道審判員ライセンスについては、A ライセンス 12.9 %、B ライセンス 34.5 %、C ライセンス 52.6 %であった。

表2 分析対象者の特徴

		(n=175)	
		度数	%
【性別】	男性	170	97.1
	女性	5	2.9
【年齢】 (欠損2名) 平均年齢50.4 SD=8.7	40歳未満	21	12.1
	40歳以上50歳未満	63	36.4
	50歳以上	89	51.5
【柔道歴】 平均柔道歴30.0 SD=10.7	20年未満	16	9.1
	20年以上30年未満	25	12.3
	30年以上40年未満	67	38.3
	40年以上	67	38.3
【柔道審判活動歴】 (欠損2名) 平均柔道審判活動歴19.0 SD=10.1	10年未満	33	19.1
	10年以上20年未満	54	31.2
	20年以上30年未満	50	28.9
	30年以上	36	20.8
【年間柔道審判活動回数】 (欠損8名)	5回未満	58	34.7
	5回以上10回未満	60	35.9
	10回以上20回未満	37	22.2
	20回以上	12	7.2
【段位】 平均段位4.8 SD=1.2	二段	5	2.9
	三段	22	12.6
	四段	37	21.1
	五段	63	36.0
	六段	38	21.7
	七段 (八段を含む)	10	5.7
【公認柔道審判員ライセンス】 (欠損4名)	Aライセンス	22	12.9
	Bライセンス	59	34.5
	Cライセンス	90	52.6

次に、各因子の平均得点および標準偏差を求めた結果を表3に示す。分析対象者全体から見た心理スキルの実態として、「意欲」や「コミュニケーション」の得点が比較的に高かったが、「自己コントロール」や「自信」は低かった。

表3 分析対象者全体から見た心理的スキルの実態

	<i>M</i>	<i>SD</i>
自己コントロール	3.11	0.728
表出力	3.52	0.698
意欲	3.75	0.723
自信	3.13	0.784
コミュニケーション	3.70	0.525
集中力	3.63	0.635

## 2. 性別から見た心理的スキルの実態

分析対象者の性別である男性 ( $n=170$ ) と女性 ( $n=5$ ) において、 $t$  検定を実施した結果を表 4 に示す。性別から見た心理スキルの実態として、「自信」に有意差が見られ、統計的に見て男性は女性よりも自信があると解釈することができる。一方、「自己コントロール」、「表出力」、「意欲」、「コミュニケーション」、「集中力」は有意差が見られなかった。

表4 性別の違いにおける心理的スキルの実態

	男性 ( $n=170$ )		女性 ( $n=5$ )		$t$ 値	有意確率
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>		
自己コントロール	3.12	0.730	2.70	0.570	1.275	0.204
表出力	3.52	0.701	3.55	0.647	-0.092	0.927
意欲	3.75	0.730	3.60	0.454	0.469	0.640
自信	3.15	0.780	2.35	0.518	2.287	0.023
コミュニケーション	3.70	0.526	3.65	0.575	0.234	0.816
集中力	3.62	0.643	3.65	0.285	-0.084	0.933

## 3. 年齢から見た心理的スキルの実態

分析対象者の年齢を 3 階級に分け、40 歳未満 ( $n=21$ )、40 歳以上 50 歳未満 ( $n=63$ )、50 歳以上 ( $n=89$ ) の各年齢を独立変数、心理的スキル尺

度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表 5 に示す。年齢から見た心理的スキルの実態として、すべての因子において有意差は認められなかった。

表5 年齢の違いにおける心理的スキルの実態

	1: 40歳未満 ( <i>n</i> =21)	2: 40歳以上50歳未満 ( <i>n</i> =63)	3: 50歳以上 ( <i>n</i> =89)	<i>F</i> 値	有意確率	多重比較
	<i>M</i>	<i>M</i>	<i>M</i>			
自己コントロール	3.41	3.03	3.07	2.361	0.097	
表出力	3.66	3.50	3.49	0.557	0.574	
意欲	3.85	3.84	3.64	1.664	0.192	
自信	3.11	3.07	3.16	0.234	0.792	
コミュニケーション	3.72	3.71	3.68	0.085	0.918	
集中力	3.76	3.64	3.57	0.828	0.439	

#### 4. 活動歴から見た心理的スキルの実態

##### (1) 柔道歴

分析対象者の柔道歴を 4 階級に分け、20 年未満 (*n*=16)、20 年以上 30 年未満 (*n*=25)、30 年以上 40 年未満 (*n*=67)、50 年以上 (*n*=67) の各年数を独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表 6 に示す。「自信」に有意差が認められ、多重比較 (Tukey 法) の結果、20 年未満と 40 年以上の間に有意差があり、40 年以上の得点が高かった。柔道歴から見た心理的スキルの実態として、40 年以上の柔道歴がある審判員は 20 年未満の柔道歴の審判員よりも自信があると解釈することができる。

表6 柔道歴の違いにおける心理的スキルの実態

	1: 20年未満 (n=16)	2: 20年以上30年未満 (n=25)	3: 30年以上40年未満 (n=67)	4: 40年以上 (n=67)	F値	有意確率	多重比較
	M	M	M	M			
自己コントロール	2.88	3.19	3.09	3.16	0.929	0.428	
表出力	3.27	3.75	3.54	3.51	1.646	0.181	
意欲	3.46	3.76	3.84	3.74	1.523	0.210	
自信	2.68	3.07	3.14	3.27	3.376	0.020	1<4
コミュニケーション	3.72	3.68	3.70	3.69	0.028	0.994	
集中力	3.50	3.82	3.58	3.65	1.088	0.356	

## (2) 柔道審判活動歴

分析対象者の柔道審判活動歴を4階級に分け、10年未満 ( $n=33$ )、10年以上20年未満 ( $n=54$ )、20年以上30年未満 ( $n=50$ )、30年以上 ( $n=36$ ) の各年数を独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表7に示す。「自信」に有意差が認められ、多重比較 (Tukey法) の結果、10年未満と30年以上の間に有意差があり、30年以上の得点が高かった。柔道審判活動歴から見た心理的スキルの実態として、30年以上の柔道審判活動歴がある審判員は10年未満の柔道歴の審判員よりも自信があると解釈することができる。

表7 柔道審判活動歴の違いにおける心理的スキルの実態

	1: 10年未満 (n=33)	2: 10年以上20年未満 (n=54)	3: 20年以上30年未満 (n=50)	4: 30年以上 (n=36)	F値	有意確率	多重比較
	M	M	M	M			
自己コントロール	2.98	3.18	3.09	3.13	0.534	0.660	
表出力	3.34	3.61	3.51	3.50	1.009	0.390	
意欲	3.36	3.74	3.84	3.65	0.646	0.586	
自信	2.77	3.18	3.18	3.25	2.865	0.038	1<4
コミュニケーション	3.57	3.71	3.82	3.65	1.557	0.202	
集中力	3.53	3.74	3.63	3.54	1.007	0.391	

### (3) 年間柔道審判活動回数

分析対象者の年間審判活動回数を4階級に分け、5回未満 ( $n=58$ )、5回以上10回未満 ( $n=60$ )、10回以上20回未満 ( $n=37$ )、20回以上 ( $n=12$ )の各回数を独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表8に示す。心理的スキル尺度の全因子に有意差が認められ、多重比較 (Tukey法)の結果、「自己コントロール」は5回未満・5回以上10回未満の各階級と10回以上20回未満の間に有意差があり、10回以上20回未満の得点が高かった。「表出力」は5回未満と10回以上20回未満・20回以上の各階級の間に有意差があり、10回以上20回未満・20回以上の各階級の得点が高かった。「意欲」は5回未満と5回以上10回未満・10回以上20回未満・20回以上の各階級の間に有意差があり、5回以上10回未満・10回以上20回未満・20回以上の各階級の得点が高かった。また、5回以上10回未満と20回以上の間に有意差があり、20回以上の得点が高かった。「自信」は5回未満と10回以上20回未満・20回以上の各階級の間に有意差があり、10回以上20回未満・20回以上の各階級の得点が高かった。また、5回以上10回未満と10回以上20回未満・20回以上の各階級の間に有意差があり、10回以上20回未満・20回以上の各階級の得点が高かった。「コミュニケーション」は5回未満と5回以上

10 回未満・10 回以上 20 回未満・20 回以上の各階級の間に有意差があり、5 回以上 10 回未満・10 回以上 20 回未満・20 回以上の各階級の得点が高かった。「集中力」は 5 回未満と 10 回以上 20 回未満の間に有意差があり、10 回以上 20 回未満の得点が高かった。なお、「自己コントロール」を除く全因子において 20 回以上の得点が最も高く、5 回未満については全因子において得点が最も低かった。

表8 年間審判活動回数の違いにおける心理的スキルの実態

	1: 5回未満 (n=58)	2: 5回以上10回未満 (n=60)	3: 10回以上20回未満 (n=37)	4: 20回以上 (n=12)	F値	有意確率	多重比較
	M	M	M	M			
自己コントロール	2.86	3.06	3.47	3.25	5.903	0.001	1, 2<3
表出力	3.30	3.56	3.68	3.89	3.907	0.010	1<3, 4
意欲	3.18	3.89	4.17	4.37	31.531	0.000	1<2, 3, 4 2<4
自信	2.78	3.08	3.51	3.70	10.274	0.000	1<3, 4 2<3, 4
コミュニケーション	3.50	3.77	3.82	3.97	5.445	0.001	1<2, 3, 4
集中力	3.42	3.74	3.73	3.77	3.474	0.017	1<3

## 5. 資格から見た心理的スキルの実態

### (1) 段位

分析対象者の段位を 6 階級に分け、二段 ( $n=5$ )、三段 ( $n=22$ )、四段 ( $n=37$ )、五段 ( $n=63$ )、六段 ( $n=38$ )、八段を含む七段 ( $n=10$ ) の各段位を独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表 9 に示す。「自信」に有意差が認められ、多重比較 (Tukey 法) の結果、三段と六段の間に有意差があり、六段の得点が

高かった。段位から見た心理的スキルの実態として、六段の審判員は三段の審判員よりも自信があると解釈することができる。

表9 段位の違いにおける心理的スキルの実態

	1:二段 (n=5)	2:三段 (n=22)	3:四段 (n=37)	4:五段 (n=63)	5:六段 (n=38)	6:八段を含む七段 (n=10)	F値	有意確率	多重比較
	M	M	M	M	M	M			
自己コントロール	2.85	2.89	3.08	3.16	3.15	3.25	0.668	0.648	
表出力	3.10	3.26	3.67	3.51	3.61	3.47	1.511	0.189	
意欲	3.55	3.86	3.75	3.76	3.92	3.88	1.712	0.134	
自信	2.95	2.65	3.07	3.19	3.30	3.41	2.452	0.036	2<5
コミュニケーション	3.55	3.52	3.68	3.75	3.80	3.55	1.137	0.343	
集中力	3.20	3.37	3.62	3.69	3.73	3.55	1.491	0.195	

## (2) 公認柔道審判員ライセンス

分析対象者の公認柔道審判員ライセンスを 3 階級に分け、A ライセンス (n=22)、B ライセンス (n=59)、C ライセンス (n=90) の各ライセンスを独立変数、心理的スキル尺度の各因子得点を従属変数とした一元配置分散分析を実施した結果を表 10 に示す。「意欲」、「自信」、「コミュニケーション」、「集中力」に有意差が認められ、多重比較 (Tukey 法) の結果、「意欲」は C ライセンスと A ライセンス・B ライセンスの各階級の間に有意差があり、A ライセンス・B ライセンスの得点が高かった。「自信」は C ライセンスと B ライセンスの間に有意差があり、B ライセンスの得点が高かった。「コミュニケーション」は C ライセンスと B ライセンスの間に有意差があり、B ライセンスの得点が高かった。「集中力」は有意差がなかつ

た。公認柔道審判員ライセンスから見た心理的スキルの実態として、A ライセンス・B ライセンスの審判員は C ライセンスの審判員よりも意欲があり、B ライセンスの審判員は C ライセンスの審判員よりも自信やコミュニケーションがあると解釈することができる。

表10 公認柔道審判員ライセンスの違いにおける心理的スキルの実態

	1: Aライセンス ( <i>n</i> =22)	2: Bライセンス ( <i>n</i> =59)	3: Cライセンス ( <i>n</i> =90)	<i>F</i> 値	有意確率	多重比較
	<i>M</i>	<i>M</i>	<i>M</i>			
自己コントロール	3.26	3.12	3.06	0.694	0.501	
表出力	3.65	3.60	3.45	1.254	0.288	
意欲	4.13	3.94	3.54	9.985	0.000	3<1, 2
自信	3.35	3.30	2.96	4.333	0.015	3<2
コミュニケーション	3.80	3.87	3.60	5.639	0.004	3<2
集中力	3.80	3.75	3.51	3.528	0.032	

## IV 考察

### 1. 分析対象者全体から見た心理的スキルの検討

表 3 に示すように、分析対象者全体から見た心理的スキルの実態を検討した結果、「意欲」や「コミュニケーション」の得点が比較的高いことが示された。柔道も含めた競技スポーツは、ルールに基づいて試合が実施されるが、ルールを的確に理解することは戦術的に試合を展開していくうえで非常に重要である。柔道の場合、指導者が審判員を兼ねるケースが多く、選手の指導のために積極的な情報収集や、指導者間の情報交換が頻繁に行われている。栃木県は関東地区に属しているが、関東地区の近隣都県においては全国規模の大会が数多く実施されているほか、強豪大学や高校も多く、全国各地のチームが参加する練習も盛んに行われており、それらに栃木県のチームが参加することは、立地的にも比較的に容易な環境にある。そこに参加する指導者により、情報収集や情報交換が積極的に行われることから、「意欲」において比較的高い得点が出たと推察される。また、「コミュニケーション」については、前述の積極的な情報収集や情報交換のほか、栃木県柔道連盟会長の吉田により発信されて全国的に行われるようになった「正しい礼法のコントロール指導」発信県であることも比較的に高い得点が出た要因と推察される。一方、「自己コントロール」や「自信」において比較的に低い得点が出たが、頻

繁に行われるルールの見直しや解釈の変更が心理的負担を高めていること、さらに、栃木県の高い競技レベルが一因であると推察される。平成 30 年（2018）においては、全国高等学校柔道大会 3 位をはじめ、全国中学校柔道大会、全国少年柔道大会、全国小学生学年別柔道大会において 5 位入賞、さらには栃木県出身の選手が国際大会や全国的大会において数多く入賞した。競技力向上に向けては、前述のとおり、ルールを的確に理解し、戦術的に試合を展開していくことが必要であるが、それに対応するために新しい技術や高度な技術が発生するケースが多く見られる。全国的大会で活躍する要因のひとつとして、これらに選手が対応していることが推察されるが、その新しい技術や高度な技術に地方の審判員が対応しきれないこともあることから、「自信」が比較的低く、それらが影響して「自己コントロール」も比較的低い得点が示されたと推察される。

以上のことから、審判員の技術的スキルを向上させるために定期的な審判講習会の開催や、技術講習会の開催が望まれる。それらによって「自信」や「自己コントロール」が高まることが推察される。また、全日本柔道連盟公認 B ライセンス指導者養成テキストにおける審判法には心理的スキルに係る内容が指摘されているほか<sup>15)</sup>、全日本柔道連盟審判委員会は審判員の心得として、「自信に満ち、公平で注意深く、威厳に満ち、落ち着いた態

度でなければならない」<sup>17)</sup>と指摘しているが、効果的にこの態度を育成し、より安定した審判活動を行うためにも、メンタルトレーニングを含めた心理的サポートプログラムの導入も望まれる。

## 2. 性別から見た心理的スキルの検討

表 4 に示すように、性別から見た心理的スキルの実態を検討した結果、統計的に見て男性は女性よりも有意に自信があることが示された。本調査においては、分析対象者の割合が男性 97.1 %、女性 2.9 %であり、圧倒的に男性が多いことは明らかである。このような状態のなかで女性が自信をもって審判活動に取り組むことは、相当な心理的負担であると推察される。平成 29 年（2017）において、栃木県柔道連盟を通して全日本柔道連盟公認審判員として登録されたのは 348 名であり、男性 331 名（95.1 %）に対し、女性はわずか 17 名（4.9 %）である<sup>13)</sup>。全国的に見ても、合計 17,118 名のうち、男性 16,083 名（94.0 %）、女性 1,035 名（6.0 %）である<sup>13)</sup>。このことから、全日本柔道連盟においては、平成 29 年（2017）年より「女性柔道振興委員会」<sup>14)</sup>を立ち上げ、女性審判員の比率向上等の女子柔道活性化に向け取り組んでいる。

以上のことから、サンプルの偏りがあるために統計的に出た数値をもって

判断をすることは避ける必要があるが、まずは女性審判員の心理的スキル向上以前に、量的な女性審判員の養成が望まれる。

### 3. 年齢から見た心理的スキルの検討

表 5 に示すように、年齢から見た心理的スキルの実態を検討した結果、すべての因子において有意な差がないことが示された。サンプル数の少なさが関係していることも推察されるが、柔道は老若男女を問わず、様々な人々が活動に取り組んでおり、スタートするきっかけも様々であれば、その時期においても様々であり、幼少期からスタートする人もいれば、壮年期からスタートする人もいる。そうしたことから、年齢という属性によっては心理的スキルに影響はないということが推察される。

### 4. 活動歴から見た心理的スキルの検討

はじめに、表 6・表 7 に示すように、柔道歴・柔道審判活動歴から見た心理的スキルの実態を検討した結果、40 年以上の柔道歴がある審判員は 20 年未満の柔道歴の審判員よりも有意に自信があり、30 年以上の柔道審判活動歴がある審判員は 10 年未満の柔道歴の審判員よりも有意に自信があることが示された。この結果は、柔道または柔道審判の経験を長年積んだことによ

るものと推察され、長年の経験は自信につながると判断できる。

次に、表 8 に示すように、年間柔道審判活動回数から見た心理的スキルの実態を検討した結果、心理的スキル尺度の全因子に有意な差が認められること、年間審判活動回数が多い方が高い得点であることが示された。全日本柔道連盟審判委員会は審判員の心得として、「多くの審判の数をこなし、また同僚に自己の審判評価を求め、審判経験を積むことが重要である」<sup>17)</sup>と指摘しているが、本研究によって得られた結果は、この指摘を支持するものとなった。

以上のことから、審判員の心理的スキルを向上させるために多くの審判活動の機会を設けることが望まれる。全国的大会においては、大会規模に応じて全日本柔道連盟審判委員会が選考した B ライセンス以上の審判員が審判を実施することとなっているが、それ以外については主催する団体が選考した審判員が審判を実施することとなっている<sup>12)</sup>。栃木県内においても、県大会のほか、各地区における大会、昇段審査会等が多く行われていることから、大会規模に応じて栃木県柔道連盟審判委員会を中心に公正公平な審判員の選考を実施し、多くの審判活動の機会を設け、心理的スキルを向上させていくことが望ましい。それによって技術的なスキルの向上も期待される。

## 5. 資格から見た心理的スキルの検討

はじめに、表 9 に示すように、段位から見た心理的スキルの実態を検討した結果、六段の審判員は三段の審判員よりも有意に自信があることが示された。段位は講道館より授与されるものが一般的であるが、「柔道精神の修得、柔道に関する理解、柔道技術体得の程度（技の理論、姿勢、態度、歩合、巧拙等）及び柔道の普及発展に尽くした功績について評定」<sup>8)</sup>されて授与される。三段以下、四・五段、六・七・八段に至る過程で、技術は進歩から精熟そして熟達へ、精神は研磨から先達そして師範として認められるため、柔道の総合的な評価が段位であるといえる<sup>19)</sup>。これらのことから、前項の考察同様、経験を積んだ期間が長く、総合的に柔道の評価を得ている六段の方が三段よりも自信があるという結果が出たと推察される。しかし、尾形<sup>18)</sup>は、「すべての高段者がよい審判員としての資質を有しているかと言えば、必ずしもそうとはいえないであろう」と指摘しており、因子の一部にのみしか有意な差が出なかった本研究によって得られた結果は、この指摘を支持するものといえる。とはいえ、講道館長である上村<sup>3)</sup>が指摘するように、審判に関する問題においては審判技術の未熟さよりも柔道に関する知識不足に起因することが考えられるという点も無視はできない。

次に、表 10 に示すように、公認柔道審判員ライセンスから見た心理的ス

キルの実態を検討した結果、Aライセンス・Bライセンスの審判員はCライセンスの審判員よりも有意に意欲があり、Bライセンスの審判員はCライセンスの審判員よりも有意に自信やコミュニケーションがあることが示された。しかしながら、「集中力」については一元配置分散分析により有意差は認められたものの、多重比較（Tukey法）の結果は有意差がなかった。これはサンプル数の少なさが関係していることが推察される。村上ら<sup>29)</sup>は、資格レベルによる心理的スキル得点の比較によって資格レベルの高い審判員が低い審判員よりも有意に高い得点を示したことを指摘しているが、本研究によって得られた結果は、一部において有意な差は見られなかったものの、おおむね同様の結果を得られたことから、村上らの指摘を支持するものとなったと言えよう。

以上のことから、大会規模や趣旨によって違いはあるものの、審判員については段位のみによる選考ではなく、公認柔道審判員ライセンスに基づいた選考を実施することが望ましい。ただし、公認柔道審判員ライセンスの資格条件である段位について、それに見合うレベルが保証される必要がある。また、審判講習会については、一斉実施のほかにライセンス別の講習会や心理的サポートプログラムを実施することによって、心理的スキルの向上、そして技術的なスキルの向上が期待できよう。

## V まとめ

本研究では、PSIRを用いて柔道審判員の心理的スキルの実態を明らかにし、心理的スキルと関係する要因を明らかにすることを目的とした。その結果、次のことが明らかとなった。

(1) 全体として「意欲」や「コミュニケーション」のスキルが比較的高く、

「自己コントロール」や「自信」のスキルは比較的低い。

(2) 柔道または柔道審判の経験を積むことにより自信がつくとともに、年

間審判活動回数が多い審判員、資格レベルの高い審判員は心理的スキルが高い。

以上のことから、柔道審判員の心理的スキルの実態が明らかにされたことにより、心理的スキルと関係する要因があることが確認された本研究の結果は、非常に有益な知見となるであろう。しかしながら、本研究は十分なサンプル数を用いて実施することができず、結果にも少なからず影響が生じた部分もあることから、調査規模を拡大して柔道審判員の心理的スキルを調査していく必要があるとともに、尺度の因子的信頼性および妥当性を保証するため、複数回にわたる調査をするなどの研究の積み重ねが必要である。

最後に、実践への提言について述べる。柔道審判員において、心理的スキルの向上がなぜ必要かといえ、正しいジャッジを瞬時に下すことができる

ようにするためである。そのためには、日ごろからのトレーニングが必要であり、質の高い柔道審判員を養成していくためのプログラムが必要である。現在も審判講習会は全国各地で実施されているが、全日本柔道連盟公認審判員規程<sup>12)</sup>において、Sライセンス審判員を除く審判員は、2年に1度の講習会に出席を義務付けているだけで、講習会の具体的な内容までは定められていない。一方、日本サッカー協会では、審判員のレベルアップが選手のレベルアップに直結するとして、審判員の強化に努めており、心理的サポートも含め、プログラム化されて養成が行われている<sup>20)</sup>。また、新潟県聖籠町のJAPANサッカーカレッジにはコーチ・審判専攻科が置かれ、即戦力となる審判員を育成している<sup>33)</sup>。柔道においても、この点は大いに参考にすべきであり、将来的にこのようなプログラム化を図ることが望ましい。しかしながら、現状において即導入するには様々な混乱も生じることが予想されることから、質の高い柔道審判員を養成していくために、現段階において導入が可能と考えられる方策を次にまとめる。

(1) 現行実施している審判講習会の内容であるルールの改正や解釈の変更

に関する説明、映像を使用した実例の説明のほかに、審判に係する技術講習や心理面の向上に関する講習を導入する。

(2) 地方における講習会については、少なくとも年に2回以上の講習会を

開催し、最新の情報提供をする場を設けるとともに、柔道審判員の持つ疑問点等を払拭する。また、一斉実施の講習会だけではなく、ライセンス別の講習会を実施する。

(3) 大会における審判員については、公正公平な選考のもとで、多くの審判員が定期的に審判活動ができるようにし、技術的・心理的スキルを向上させる。

(4) インターネットを活用した e ラーニングを導入し、最新情報や講習会内容が、場所や時間を選ばずに、誰でも学ぶことができるようにする。また、トレーニング用の動画集や VR の活用を進める。

平田<sup>25)</sup>はスポーツの発展には優秀な選手だけではなく、優秀な審判も重要であると指摘しているとともに、国際柔道連盟スーパーバイザーで全日本柔道連盟審判委員長の大迫<sup>4)</sup>は「今の 30 代、40 代、東京オリンピックを考えると 50 歳前半の審判員を育成していく必要がある」と指摘している。これらを達成するためにも、前述の方策は非常に有効であろう。また、I 章で述べたように、質の高い審判員を養成することは、選手の競技力向上に大きく期待できるほか、スポーツ基本計画の「スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」<sup>30)</sup>における、スポーツ立国の実現に向け大きく貢献できよう。

## 謝辞

本論文の執筆にあたり、指導教員の間野義之教授には大所高所から終始ご指導いただいたほか、本研究指導以外においても多くの学びを与えていただきましたこと心から御礼申し上げます。射手矢岬教授、舟橋弘晃先生、澤井和彦先生には副査として研究の細部にわたりご助言いただきましたことに深く感謝申し上げます。

本論文の執筆を進めるにあたっては、多くの方々にご協力をしていただきました。全日本柔道連盟審判委員会副委員長・天野安喜子氏、講道館・小志田憲一氏、國學院大學・島村昌利氏、内海まゆみ氏、全日本柔道連盟・寺下浩陽氏、栃木県立宇都宮高等学校・市川敦敏氏には大変感謝しております。

また、アンケート調査を承認いただいた栃木県柔道連盟会長・吉田忠征氏、栃木県柔道連盟審判委員会委員長・若林和信氏、アンケート調査を快く引き受けていただいた栃木県柔道連盟所属審判員の皆さまに感謝申し上げます。

そして、間野義之教授のもとで学ぶことを推薦していただきました恩師の小野沢弘史先生、柔道審判員に興味を持つきっかけを与えていただきました水落満雄先生、ならびに、故・山口弘成先生には心から感謝申し上げます。

また、この一年間、ともに学び、研究を行った同期の皆さま、そして、間野義之ゼミ（スポーツ政策研究室）の皆さま、さらに、OBOGの先輩方には多大なるご協力と励ましをいただきました。皆さまのご協力と励ましがなければ、ここまで来ることはできませんでした。心より感謝の意を表します。

最後に、一年間の学びと研究に理解を示し、支え、応援していただいた家族、友人、関係者の皆さまに深甚なる感謝の意を表し、結びの言葉といたします。ありがとうございました。

## 文献

- 1) 朝日新聞：シドニー五輪の柔道主審、篠原戦の抗議すかし？ 休暇取り海外へ、：夕刊スポーツ 2, 2000 年 9 月 30 日.
- 2) 市村さやか・中村 剛：柔道競技における審判員の判定能力に関する運動学的研究, スポーツ運動学研究, (29) : 15-28, 2016.
- 3) 上村春樹：年頭所感, 柔道, 90 (1) : 2, 2019.
- 4) 大迫明伸：審判員から見たリオ五輪, 近代柔道, 38 (11) : 42, 2016.
- 5) 小野沢弘史：内側から見た、シドニー五輪柔道審判事情, 近代柔道, 22 (11) : 42, 2000.
- 6) 小俣幸嗣編・岡田弘隆：実践柔道論「ルールと審判法」, メディアパル, 東京：268-287, 2017.
- 7) 小俣幸嗣編・増地克之：実践柔道論「大学生における実践的なコーチング法」, メディアパル, 東京：107, 2017.
- 8) 講道館：講道館昇段資格に関する内規, 講道館, 東京：2016.
- 9) 国際柔道連盟：All continental unions, 2019 年, <https://www.ijf.org/countries>, (参照日 2019 年 1 月 6 日) .
- 10) 産経新聞：誤審に厳しい姿勢－全柔連、来年から処分文化：東京朝刊 17, 2018 年 12 月 5 日.
- 11) 産経新聞：柔道誤審で主審を初の降格処分－寝技見逃す：東京朝刊 1, 2018 年 12 月 5 日.
- 12) 全日本柔道連盟：全日本柔道連盟公認審判員規程：2017.
- 13) 全日本柔道連盟：全日本柔道連盟公認審判員登録人数 [2017 年度版] : 2018.
- 14) 全日本柔道連盟：全日本柔道連盟女子柔道振興委員会運営内規：2017.
- 15) 全日本柔道連盟：公認柔道指導者養成テキスト B 指導員, 全日本柔道連盟, 東京：2015.
- 16) 全日本柔道連盟：2018 年～2020 年国際柔道連盟試合審判規定 (2) , 全日本柔道連盟, 東京：2018.
- 17) 全日本柔道連盟審判委員会：平成 30 年度 A ライセンス審判員研修会資料：2018.
- 18) 竹内善徳監修・尾形敬史：詳解柔道のルールと審判法 [2004 年度版] 「柔道の審判法」, 大修館書店, 東京：169, 2004.
- 19) 藤堂良明：柔道－その歴史と技法, 日本武道館, 東京：114-115, 2014.

- 20) 日本サッカー協会：審判，2019年，<http://www.jfa.jp/referee/>，（参照日 2019年1月6日）。
- 21) 日本視覚障害者柔道連盟：連盟について，2019年，<http://judob.or.jp/federation/#history>，（参照日 2019年1月6日）。
- 22) 日本スポーツ心理学会編・関矢寛史：スポーツメンタルトレーニング教本「メンタルトレーニングとは」，大修館書店，東京：7-11，2016。
- 23) 日本スポーツ心理学会編・立谷泰久：スポーツメンタルトレーニング教本「国際審判員に対する実践例」，大修館書店，東京：205，2016。
- 24) 日本スポーツ心理学会編・西田保：スポーツメンタルトレーニング教本「メンタルトレーニングを支える理論と科学的根拠」，大修館書店，東京：15-16，2016。
- 25) 平田竹男：スポーツビジネス最強の教科書，東洋経済新報社，東京：333，2017。
- 26) 古田英毅：【eJudo's EYE】マルちゃん杯全日本少年柔道大会小学生の部決勝における誤審の検証と、訴えたいこと，2015年，<http://www.ejudo.info/newsttopics/002302.html>，（参照日 2018年12月11日）。
- 27) 村上貴聡・平田大輔・佐藤周平：テニス審判員における心理的スキルの探索的検討，テニスの科学，24（1）：1-9，2016。
- 28) 村上貴聡・平田大輔・佐藤周平：トップレフェリーに必要な心理特性とはーインタビュー調査からの検討，スポーツパフォーマンス研究，8：76-87，2016。
- 29) 村上貴聡・平田大輔・村上雅彦・宇土昌志・山崎将幸：スポーツ審判員に求められる心理的スキルの評価ー尺度の開発とその活用ー，東京体育学研究，9：1-8，2017。
- 30) 文部科学省：スポーツ基本計画：2017。
- 31) 山本浩二・島本好平・永木耕介：柔道選手における心理的スキルの様相，柔道選手が重視する練習形態・方法からの検討，武道学研究，48（1）：1-10，2015。
- 32) 山本浩二・島本好平・永木耕介：柔道選手の心理的スキル評価尺度の開発，武道学研究，47（2）：73-84，2014。
- 33) JAPAN サッカーカレッジ：学校紹介パンフレット：2018。